薬局との医療措置協定締結について

栃木県保健福祉部感染症対策課

本日の内容

1. 感染症法の改正と医療措置協定について

2. 医療措置協定の内容について

3. 医療措置協定締結に関する事務手続きについて

改正における大きな柱 2 医療機関等との協定締結

(1) 医療措置協定

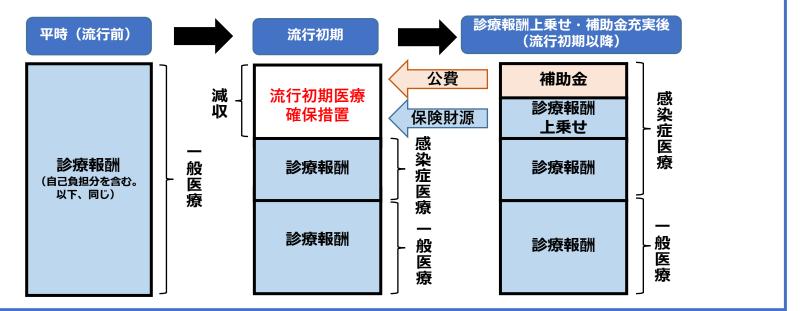
- ○感染症発生・まん延時に医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、都道府県知事は、平時に新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る協定(①病床、②発熱外来、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣)を締結することが法定化された。(感染症法(R6.4.1施行)第36条の3第1項)
- ○全ての医療機関(薬局・訪問看護事業所含む)に対して協定締結に係る協議に応じることが義務づけられた。(感染症法(R6.4.1施行)第36条の3第2項)
- ○公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院については、その機能を踏まえた感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供が義務づけ られた。(感染症法(R6.4.1施行)第36条の2第1項及び第2項)
- ○流行初期(厚生労働大臣の公表から3ヶ月程度)の段階から医療を提供する体制を迅速かつ適確に講じる医療機関を確保するため、初動対応等を行う特別な協定が法定化。 (流行初期医療確保措置) (感染症法 (R6.4.1施行) 第36条の9第1項)

(2) 検査等措置協定

○検査機関及び宿泊施設との間で、検体採取又は検査の実施、宿泊療養施設の確保などの措置に係る協定をそれぞれ締結することが法定化された。

流行初期医療確保措置

- ○一般医療の提供を制限して、流行 初期の感染症医療(感染患者への 医療)の提供をすることに対し、 診療報酬の上乗せや補助金等が充 実するまでの一定期間に限り、財 政支援を行う。
- ○支援額は、感染症医療の提供を 行った月の診療報酬収入が、感染 症流行前の同月の診療報酬収入を 下回った場合、その差額を支払う。 (減収補てん)



1-1 感染症法改正及び医療措置協定について

感染症法に基づく医療措置協定に関する 説明会(7/4)資料

| 協定の種類 | | 医療措置協定 | | | | | 検査等措置協定 | | | | |
|-------|---------------------------|------------|------------|-----------|----|-------------|---------|------|---------------|--|---------------|
| 協議の対象 | | 医療機関 | | | | | | | | | |
| No. | 項目 | 病院 | 有床 診療所 | 無床 診療所 | 薬局 | 訪問看護 事業所 | 検査機関 | 宿泊施設 | | | |
| 1 | 病床 | | | _ | - | _ | | | ○:協定対象項目 | | |
| 2 | 発熱外来 | \bigcirc | 0 | 0 | - | _ | | | 一:協定対象外項目 | | |
| 3 | 自宅療養者等への医療の提供 | \bigcirc | 0 | 0 | 0 | 0 | | | : 第1種協定指定医療機関 | | |
| 4 | 後方支援 | 0 | 0 | _ | _ | _ | | | | | . 为1性励足指足区凉饭民 |
| 5 | 人材派遣 | 0 | 0 | 0 | - | _ | | | : 第2種協定指定医療機関 | | |
| 6 | 検査の実施 | \bigcirc | \bigcirc | 0 | - | _ | \circ | _ | | | |
| 7 | 宿泊施設の確保 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 0 | | | |
| ※ 給 2 | ・ の実施能力部分については、検査措置協定を | を善わる | | | | | | | | | |

[※]検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる

- ■都道府県と医療機関が協議し、**双方合意に至った場合は、医療機関の機能に応じた協定を締結**する。
- ■協定を締結した医療機関のうち、**病床の確保に対応する医療機関は「第1種協定指定医療機関」**として、**発熱外来や自宅療養者等への医療の提供を対応する医療機関(薬局・訪問看護事業所含む)は「第2種協定指定医療機関」**として、それぞれ**都道府県知事による指定を受ける**ことになる。(感染症法(R6.4.1施行)第6条第16項及び第17項、第38条第2項)
- <u>協定指定医療機関により実施される</u>入院医療・<u>外来医療・在宅医療は公費負担医療の対象</u>となる。 (感染症法(R6.4.1施行)第37条第1項、第44条の3の2から3の4まで、第50条の3から第50条の5まで等)

[※]No.1~7のうち、いずれかの協定を締結した場合、個人防護具(PPE)の備蓄についても、協定を締結することが可能

想定する新興感染症

- ■対応する新興感染症は、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症とする。
- ■医療機関等との協定締結に当たっては、感染症に関する国内外の最新の知見を踏まえつつ、一定の想定を置くこととし、 これまでの対応の教訓を生かすことのできる新型コロナへの対応を念頭に取り組む。

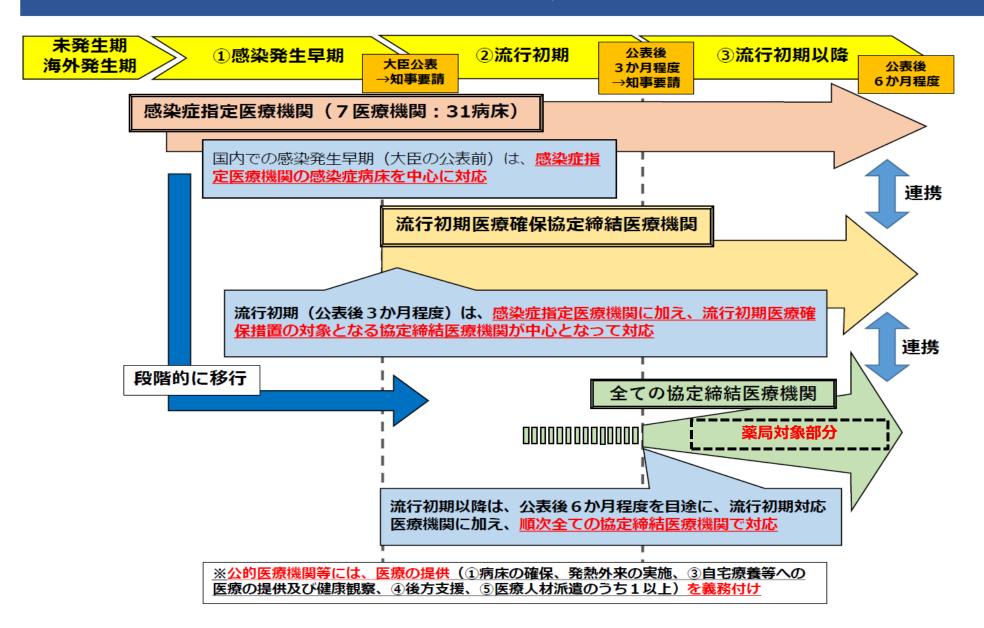
新興感染症発生からの一連の対応

- ① 国内での<u>感染発生早期(感染症発生の大臣公表前)の段階は、感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応</u>する。 する。
- ② 公表後の流行初期の一定期間(3か月)には、まずは公表前から対応実績のある感染症指定医療機関が、流行初期医療確保措置の対象となる協定に基づく対応も含め、引き続き対応する。また、国が、感染症指定医療機関の実際の対応に基づいた対応方法を含め、国内外の最新の知見について、県及びその他医療機関に情報提供した上で、同協定を締結するその他医療機関も、県の判断を契機として、対応していく。



- ③ 流行初期以降は、公表後6ヶ月程度を目途に、流行初期対応医療機関に加え、順次全ての協定締結医療機関で対応していく。
 - ※薬局・訪問看護事業所の対象部分は、③流行初期以降のみ

新興感染症発生からの一連の対応イメージ



1-3 医療措置協定の締結及び協定締結後の対応について

感染症法に基づく医療措置協定に関する 説明会(7/4)資料

締結した協定等の報告・公表

- ■県は、協定を締結した医療機関等に対し、協定に基づく措置の実施の状況等について、期限を求めて報告を求めることができ、 医療機関等は、報告の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに、報告を求められた事項を報告しなけれ ばならない。(感染症法(R6.4.1施行)第36条の5第2項及び第3項)
- ■県は、協定を締結した医療機関等について、**県ホームページにおいて公表する。**(感染症法(R6.4.1施行)第36条の3第5項)

協定内容を変更する場合の対応

- ■協定は双方の同意に基づくものであることに留意しつつ、**医療機関側の事情変更等があれば協定の内容を見直す協議を行うなど、柔軟に対応を行う**。(感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン)
- ■新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが締結した協定の前提・内容(事前の想定)とは大きく異なる事態と、国が判断した場合は、それらの判断内容に則し、機動的に対応するものとする。

2-1 医療措置協定締結に当たっての基本的な考え方について

県と医療機関との協定締結に当たっての基本的な考え方について

感染症法に基づく医療措置協定に関する 説明会(7/4)資料

- ■県は、医療措置協定等の基本的な考え方や対象基準(要件)に関して定める「**医療措置協定等の締結に向けた基本方針」** に基づき、地域の実情を踏まえながら、協定締結に向けた協議等を行う。
- ■県は、医療機関等との協定締結に当たっての課題やニーズ等の調査を行い、新型コロナ対応の実績も参考に、関係者の間で協議を行い、各医療機関等の機能や役割に応じた内容の協定を締結する。
- ■新興感染症発生・まん延時には、その感染症の特性に合わせて、県と医療機関は協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行うことも前提に、協定協議段階で可能な範囲で県と医療機関とが合意した内容について締結する。
- ■協定締結作業は、今和5(2023)年度中から順次実施し、令和6(2024)年9月末までに完了することを目指す。 (感染症法(R6.4.1施行)附則第10条の規定により、施行日前においても締結できることとされている。)

感染状況に応じた段階的な対応

新型コロナ対応では、国から県に対し、感染状況に応じ段階的に対応する考え方を示した上で、当該段階ごとに必要な病床数等を確保する計画(病床確保計画)を立て、病床等の確保を行った。こうした対応も参考に、新興感染症対応においても、感染状況に応じた段階的な対応を要請することを想定している。 (厚生労働省「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」)

協定項目及び要件

| 項目 | | 要件 | 国目標 (当県参考置き換え値) | |
|-------------------|---------|---|---|--|
| | 病院・診療所 | | 【新型コロナ対応における最大値】 | |
| ③自宅・宿泊・ 高齢者施設等 | 薬局 | ・第二種協定指定医療機関(自宅療養者等への医療の提供)の指定要件(※4)を満たすこと。 | 約2.7万病院・診療所数 (約300病院・診療所数) | |
| での療養等 | 訪問看護事業所 | | 約2.7万薬局数 (約215薬局数) 約2.8千事業所数 (約45事業所数) | |
| ④後方支援 | | ア)流行初期の感染症患者以外の患者の受入を行うこと。 イ)感染症から回復後に入院が必要な患者の転院 の受入を行うこと。 | 約3.7千機関【 新型コロナ対応における最大値】 (約50機関) | |
| ⑤人木 | 才派遣 | ・1人以上の医療従事者を派遣すること。 | 医師数:約2.1千、看護師数:約4千 【新型コロナ対応における最大値】 | |

✔ () 内の当県参考置き換え値は、国の考え方に基づき、単純に置き換えた数値であり、数値の妥当性は今後検討していく。

目指すべき方向性

○自宅・宿泊・高齢者施設等での療養等

・病院・診療所 : 全ての高齢者施設等の嘱託医・協力医療機関との協定締結を目指す。

往診・オンライン診療等については、対応可能な医療機関との協定締結を目指す。

・薬 局:地域偏在を考慮しつつ、医薬品等対応を行う薬局との協定締結を目指す。

訪問看護事業所:地域偏在を考慮しつつ、訪問看護事業所との協定締結を目指す。

○**後方支援:**原則、**イ)について、全有床医療機関との協定締結**を目指す。

○人材派遣:派遣人材確保や自院での訓練実施等の体制確保が必要なことから、DMAT (LDMAT) 指定病院等との協定締結を目指す。

2-2 各医療措置協定と目指すべき方向性

感染症法に基づく医療措置協定に関する 説明会(7/4)資料

| (※1)第一種協定指定医療機関(病床)の指定要件 | (※3)第二種協定指定医療機関(発熱外来)の指定要件 | | | |
|--|---|--|--|--|
| ・当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染の防止等の措置を実施することが可能であること。 | | | | |
| ・患者等がお互いに可能な限り接触することがなく、診察することができること等の 院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。 | ・受診する者同士が可能な限り接触することがなく、診察することがで きること等の院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供する ことが可能であること。 | | | |
| ・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。 | ・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外来医療を提供する体制が整っていると認められること。 | | | |

√「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について(通知)(令和5年5月26日付け国通知)のとおり

(※2) 新型コロナ対応の診療・検査医療機関の施設要件

- ①発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。
- ②必要な検査体制が確保されていること。
- ③医療従事者の十分な感染対策を行うなど適切な感染対策が講じられていること。
- ④自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示を行うなどにより、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

√令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について(令和2年9月15日付け国事務連絡)のとおり

| (※4)第二種協定指定医療機関(自宅療養者等に対する医療の提供)の指定要件 | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|
| 病院・診療所 | 薬局 | 訪問看護事業所 | | | |
| ・当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染の防止等の措置を実施することが可能であること。 | ・当該薬局に所属する者に対して、最新の知見に基づ き適切な感染防止等の措置を実施することが可能であ ること。 | ・当該指定訪問看護事業者に所属する者に対して、 最新の知見に基づき適切な感染防止等を実施する ことが可能であること。 | | | |
| ・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、 都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対し てオンライン診療等の医療を提供する体制が整っていると 認められること。 | ・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して医薬品等対応(調剤・医薬品等交付・服薬指導等)を行う体制が整っていると認められること。 | ・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間 において、都道府県知事からの要請を受けて、外 出自粛対象者に対して訪問看護を行う体制が整っ ていると認められること。 | | | |

本日の内容

1. 感染症法の改正と医療措置協定について

2. 医療措置協定の内容について

3. 医療措置協定締結に関する事務手続きについて

医療措置協定の協定書

Ponit 1

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る 医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定(医療措置協定)書

栃木県知事(以下「甲」という。)と○○薬局管理者(以下「乙」という。)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第36条の3第1項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症(以下 | 新型インフルエンザ等感染症等」という。)に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間(以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。)に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

(医療措置実施の要請)

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供 体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう 要請するものとする。

(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康 観察に係る医療措置を選ずるものとする。

| 対応時期 | 流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われ | | | | | |
|-------|---------------------------------------|--|--|--|--|--|
| (目途) | でから6か月以内) | | | | | |
| (ロル) | 411 2 - 11 7 9 4 11 | | | | | |
| | □ オンライン服薬指導が可能 | | | | | |
| | □ (自宅療養者への対応が可能) | | | | | |
| | □ (宿泊療養者への対応が可能) | | | | | |
| | □ (高齢者施設等への対応が可能) | | | | | |
| | □ (障害者施設等への対応が可能) | | | | | |
| | □ 訪問しての服薬指導が可能 | | | | | |
| | □ (自宅療養者への対応が可能) | | | | | |
| | □ (宿泊療養者への対応が可能) | | | | | |
| 対応の内容 | □ (高齢者施設等への対応が可能) | | | | | |
| | □ (障害者施設等への対応が可能) | | | | | |
| | □ 薬剤等の配送が可能 | | | | | |
| | □ (自宅療養者への対応が可能) | | | | | |
| | □ (宿泊療養者への対応が可能) | | | | | |
| | □ (高齢者施設等への対応が可能) | | | | | |
| | □ (障害者施設等への対応が可能) | | | | | |
| | □ 健康観察の対応が可能 | | | | | |
| | ※対応可能見込み(最大 人/日) | | | | | |

(個人防護具の備蓄)

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

| - Market - Miles Andrews Control of the Control of | | | | | | |
|---|--------------|--------|-----------------|--------------|-------|--|
| 品目 | サージカルマ スク | N95マスク | アイソレー ションガウン | フェイスシー ルド | 非滅菌手袋 | |
| 数量 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | |
| 使用量 | か月分 | か月分 | か月分 | か月分 | か月分 | |

(措置に要する費用の負担)

- 第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、予算の範囲内において、甲が乙に補助 行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、 その感染症の性状に合わせて定めるものとする。
- 2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

- 第6条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。
- 2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。
- 3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

- 第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による 有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合に は、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めがるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該薬局の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。2 この場合において、電磁的方法 (G-MIS) により報告を行うよう努める。

Ponit 3

Ponit 4

Ponit 5

Ponit 6

医療措置協定の協定書

(平時における準備)

- 第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時(新型インフルエンザ等感染症 等の発生前)において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。
 - 一 乙の薬局において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が習得すること を目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に本協定の 措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
 - 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の薬局において実施する、又は、外部の機関が実施 する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
 - 三 措置を講ずるに当たっての乙の薬局における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し 定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を 保有するものとする。

令和○○年○○月○○日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県 知 事 福田 富一

乙 栃木県宇都宮市○○一○○○○薬局管理者○○○○○

Ponit 1

【開設者】

栃木県宇都宮市〇〇一〇〇 〇〇薬局株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

Point 1

協定締結の主体

栃木県知事と薬局の管理者(+薬局開設者との連名)

Point 2

医療措置の内容

(対応時期)

流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等 に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)

(内容)

- ・オンライン服薬指導
- ・訪問しての服薬指導
- ・薬剤等の配送
- ・健康観察の対応
- ・対応可能見込み (最大○人/日)

【注意点】(12/14追記)

国の解釈変更により、協定締結のためには<u>服薬指導に加えて「薬剤等の</u>配送」も必須となりました。

【留意点】

- ・「服薬指導」を行うことが必須。
- 「オンライン服薬指導」は電話での 服薬指導を含む。
- ・対応可能な療養先(自宅療養者、高 齢者施設等)を記載。

医療措置協定の内容

Point 3 個人防護具の備蓄

- ・個人防護具の備蓄は任意(薬局は対象物資も任意) ※対象物資:サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、 フェイスシールド、非滅菌手袋
- ・国は、備蓄物資を順次取り崩して平時から感染症対応以外の通常医療の現場で使用する<u>回転型</u>の運営を想定。
- ・国は、新型コロナ対応での平均的な使用量2ヵ月 分以上の備蓄を推奨。

Point 4 措置に要する費用の負担

- ○医療措置に要する費用:予算の範囲内で補助するが、詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定める。
- <u>○個人防護具の備蓄に要する費用:</u> 薬局において負担する。

Point 5 協定の有効期間

・協定締結日から<u>令和9年3月31日</u> (更新しない旨の申し出がない場合には、3年間更新)

Point 6

協定の措置を講じていないと 認められる場合の措置

正当な理由がなく、医療措置や個人防護具の備蓄を講じていないと認めるとき

- → 感染症法に基づく措置(勧告、指示等)
- ※「正当な理由」: 協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であり、やむを得ない場合等 (国において、できる限り具体的に示していく予定)

本日の内容

1. 感染症法の改正と医療措置協定について

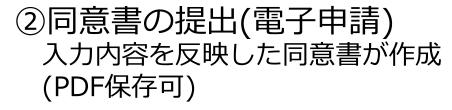
2. 医療措置協定の内容について

3. 医療措置協定締結に関する事務手続きについて

薬局との協定締結の流れ



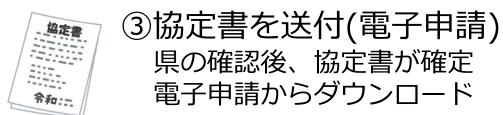
①協議依頼





薬局







④第二種協定指定医療機関の 指定書を送付





【手順】

①以下ヘアクセス

受付開始:令和5年12月6日(水)

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5755





栃木県 電子申請システム

□ログイン

利用者登録

●●● 申請団体選択

申請書ダウンロード

📅 予約手続き

) 手続き申込

) 申込内容照会

) 職責署名検証

手続き申込

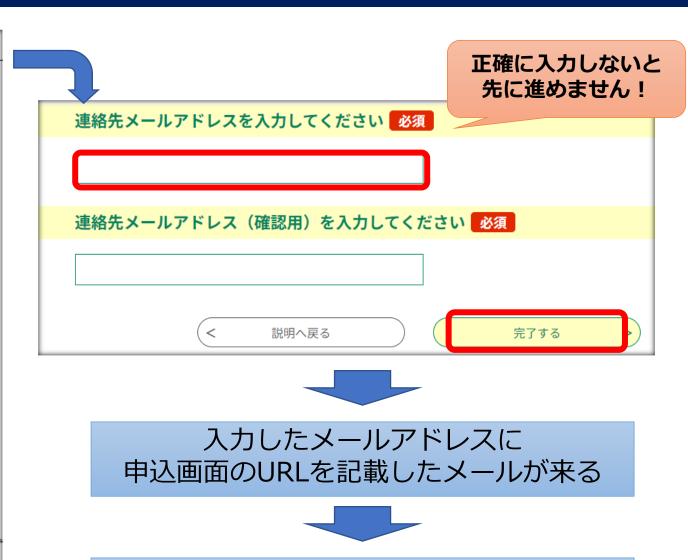
利用者ログイン 手続き名 医療措置協定(薬局)の同意書提出フォーム 2023年12月6日 0時00分~ 受付時期

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

手続名 医療措置協定(薬局)の同意書提出フォーム 令和4年12月の感染症法改正により、新興感染症の発生・まん延時における医療提供体制を確保 説明 するため、県と薬局管理者との間で「医療措置協定」を締結することができることとなりました。 (参考: https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/shinkoukansensyou2023.html) 先般、県から薬局の皆様へ医療措置協定に関する協議依頼文書を送付させていただきましたが、 協定締結に同意いただける場合には、本フォームから入力をお願いいたします。 なお、入力に際しては、薬局開設者の意向を確認の上、ご回答ください。 【入力に当たり確認をお願いしたい事項】 1. 医療措置協定の締結に係る同意書について 以下に「協定締結に係る同意書(様式3)」がありますので、同意内容についてご確認くださ L1_o ご確認後、同意に必要な内容について本フォームに入力いただくことで、入力内容を反映した同 意書(PDF)が作成されます。 同意書はダウンロードが可能ですので、必要に応じて保管をお願いします。 2. 協定書について 以下に「協定書(様式1)」がありますので、個々の条文について、内容のご確認をお願いいた します。 同意いただいた内容を県が確認した後、同意内容を反映した協定書を送付いたしますので、適切 に保管してください。 ※入力後1か月程度を目安に協定書を送付する予定です。 3. 第二種協定指定医療機関指定に係る同意書について 医療措置協定が締結された場合、第二種協定指定医療機関として栃木県知事から指定されること になりますが、その指定にあたっては、開設者の同意が必要となります。(感染症法第38条第2 本フォームに入力いただくことで、以下の「**指定に係る同意書(様式5**)」が作成されます。 ※「協定締結に係る同意書(様式3)」と同時に作成されます。 協定締結に係る同意書 協定締結に係る同意書(様式3).pdf 協定書 協定書(様式1).pdf

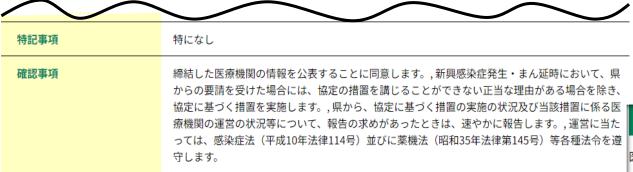
指定に係る同意書(様式5).pdf

指定に係る同意書



入力開始

②入力内容の確認画面・申込完了





申込完了

整理番号

パスワード

医療措置協定の同意書を受け付けました。

【申込内容を修正・確認したい場合】

栃木県電子申請システム(https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay)の上部「申込内容照会」画面 から確認することができます。

その際、完了メールで送付した「整理番号」及び「パスワード」が必要となりますので、大切に保管してください。

※入力後1か月程度を目安に協定書を送付する予定ですのでご承知おきください。

015024043398

TcdGrA8ap2

申込みが完了しました。

下記の整理番号 とパスワード を記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、 メールが届かない可能性がございます。

大切に保管してください

整理番号 とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。 特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

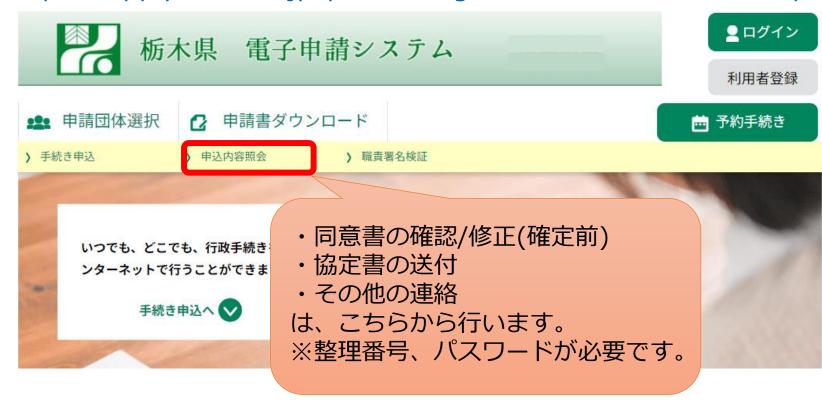
19

③入力内容の確認・修正、協定書の送付

(栃木県電子申請システムのトップ画面)

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay.action





手続き申込









本件に関するお問合せ

栃木県保健福祉部感染症対策課 新型コロナ対策推進担当

アドレス: shinkoukansensyou@pref.tochigi.lg.jp

電 話:028-623-2833

※メールでのお問い合わせにご協力ください。